

経済社会理事会

配布：限定

2012年3月6日

原文：英語

婦人の地位委員会

第56会期

2012年2月27日-3月9日

議事日程議題3(c)

「女性2000：21世紀のための、ジェンダー平等、開発および平和」と称された第4回世界女性会議および総会第23回特別会期のフォローアップ：ジェンダー主流化、状況および計画における事項

日本：決議案

自然災害におけるジェンダー平等および女性のエンパワーメント

婦人の地位委員会は、

自然災害が全ての人間の生命とその後の生活状況に影響し、またしばしば女性および子ども、高齢者や障害者などの脆弱な人々に対してより直接的な影響を及ぼすこと、また自然災害が、経済的な機会、安全および家族的責任を含む、関連のリスクと脆弱性に関して男性と女性では異なった影響を及ぼしうることを念頭に置き、

北京行動計画¹および総会第23回特別会期の成果文書²において自然災害によって影響を受けた女性と女兒に関する言質を想起し、また成果文書が災害予防、緩和および復興戦略にジェンダーの視点を組み入れる必要性を強調していることを再確認し、

さらに、2002年3月15日の婦人の地位委員会第46会期の合意結論³、2005年3月11日の婦人の地位委員会決議49/5および2011年3月4日の決議55/1、2005年1月18日から22日まで、日本の兵庫県神戸において開催された、国連防災世界会議によって採択された兵庫宣言⁴および兵庫行動計画2005-2015年：災害に対する国家および共同体の早期回復の構築⁵、並びに総会の全ての関連諸決議を想起し、

ジェンダーに敏感な災害管理の分野を含み、対応におけるさらなる取組の重要性を強調しつつ、2011

¹ 第4回世界女性会議報告書、北京、1995年9月4-15日（国際連合出版物、Sales No.E.96.IV.13）、第I章、決議1、付属文書II

² 決議S-23/3、付属文書

³ 経済社会理事会公式記録、2002年、Supplement No.7(E/2002/27)、第1章、A節を参照のこと。

⁴ A/CONF.206/6およびCorr.1、第I章、決議1。

⁵ Ibid., 決議2。

年 3 月に日本東部を襲った破壊的な地震、また最近の総会決議および人道的なアピールにおいて処遇されたものを含む、他の最近の自然災害を含み、被害を受けた国家の対応および世界中の全ての部分における自然災害への救援や復興の取組において国際社会によって与えられる支援や援助を歓迎し、

災害管理の全ての段階において、女性並びに、子ども、高齢者および障害者を含む、脆弱な人々を考慮することの重要性、また人間中心および共同体に基づくアプローチを通じて、人々の中の社会的絆によって支えられる全てを含んだ社会を構築するために、これらプロセスへの彼らの参加を確実にすることの重要性を強調し、またそのような社会は、ジェンダー平等を促進し、また災害での社会的弱者を減らすことを強調し、

1. 女性が、災害リスクの削減（予防、緩和および準備）、対応並びに社会復帰や再建を含む復興に重要な役割を担うこと、さらにこれら災害への対応の女性の能力を強化する必要性を確認する；

2. 政府に対して、また適切な場合には、国際連合の機関、非政府組織を含む市民社会、民間部門および他の利害関係者に対して次を促す：

(a) 国家の政策、戦略および計画を再検討し、また自然災害が女性と男性では異なった影響を与えることを考慮した、災害リスク削減、対応および復興の政策、計画および資金調達にジェンダーの視点を統合するために行動を取ること；

(b) 災害リスク削減、対応および復興に関する全てのレベルでの資源の配分に関してを含み、意思決定における女性の参加の平等な機会を確実にすること；

(c) 女性の意識を向上させつつ、災害リスク削減（予防、緩和および準備）、対応並びに復興へジェンダーに敏感なアプローチを適用するために、全てのレベルでの関連当局および制度の能力を強化すること、また女性間の協力を促進すること；

(d) 災害リスク削減（予防、緩和および準備）、対応並びに復興の全ての段階で、女性および女児の全ての人権の完全な享受を確実にすること；

(e) 女性の専門家やフィールドワーカーの関与を確実にしつつ、食料と生活用品の提供、避難所の設立と管理、安全、身体的と精神的医療ケア並びにカウンセリングサービス等、妊婦と幼児のいる家族を含む女性の必要性や視点に敏感な災害対応と復興支援を提供すること；

(f) 災害後の環境において、特別の注意が、性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、搾取の様々な形態の予防、取引やとりわけ無防備の孤児を含む女児の取引のリスク並びに暴力の犠牲者に対する保護、ケアおよび支援に払われることと、女性が再び犠牲となることを避けるために女性の必要性を考慮しつつ、適切な場合には、特に、性的およびジェンダーに基づく暴力の捜査と訴追において、助けるために犠牲者に法的や他の関連サービスの提供を確実にすること；

(g) 正式な雇用部門への女性の早期統合または再統合への障壁を取り除くことに注意を払い、社会的経済的プロセスにおける女性の役割のために、また自然災害が引き起こし得る農村と都市の移住を考慮し、男性と女性との間の平等な経済的機会を確実にすることを助けるために、職業および技術的技能の訓練措置を含む、ジェンダーに敏感な経済的救済並びに復興事業を企画しまた実施すること；

(h) 共同体に基づいた事業、必要な社会サービスの設立並びに市場、信用およびその他の財政サービスへのアクセスの提供の支援を通じてを含み、自然災害によって被害を受けた女性とりわけ農村女性の、収入創出活動や雇用機会を促進すること；

(i) 自然ハザード早期警報制度への女性と男性の平等なアクセスを確保とし、女性と男性の特別な必要性、視点および権利を考慮しつつ、災害リスク削減計画を促進し、また人々の認識を向上させ、また科学並びに技術の分野を含む、災害リスク削減へのジェンダーに敏感なアプローチに関する全てのレベルでの訓練を提供すること；

(j) 女性と女兒が、災害リスク削減に関する、情報、訓練並びに公式および非公式教育を最大限に活用できるように、これら資源への女性と女兒の平等なアクセスと利用を確保とすること

(k) 人口統計上および社会経済データ並びに、性、年齢および障害によって分類された情報を体系的に収集し、またジェンダーに敏感なニーズ評価および計画立案過程を通じてを含む、ジェンダー指標を進展させまたジェンダーの差異を分析し続け、さらにこの情報を災害リスク削減並びに管理政策および計画に統合すること；

(l) ジェンダーの視点から災害対応を記録し且つ評価し、また災害リスク削減計画への統合を促進しまた確保とするために、災害リスク削減の支援における技術を含む、模範例、得られた教訓および手段に関する情報を、国内、地域そして国際的に幅広く普及させること；

(m) 災害管理と、女性の完全な参加を確保とする、包括的また災害に対して直ちに回復できる社会の構築を促進することにおいて、共同体に基づく組織、女性組織およびボランティアを含む、市民社会の役割を確認しまたさらに促進すること；

(n) 特に女性の必要性に合致する、女性の専門家およびボランティアによって担われる重要な役割をも確保し、また予防、緩和、準備、対応および復興を含む、災害リスク削減において、彼女たちの参加をさらに奨励すること；

(o) 災害リスク削減、対応および復興の全ての観点においてジェンダーの視点を強化するために、政府、国際連合諸機関および他の関連主体、たとえば非政府組織を含む市民社会並びに民間部門を含む、全ての利害関係者の間の建設的協力関係を作り上げること；

3. ジェンダー対応型計画を通じて女性と女兒の脆弱性と能力に対処し、また被害を受けた政府との調整において、災害削減、対応および復興における資源の配分に対処するように、政府、国際連合システム、並びに地域機構を奨励し、またドナーおよび支援国を招請する；

4. 全ての関連する国際連合諸機関に対して、その職務権限に従い、災害リスク削減、対応および復興の全ての観点においてジェンダーの視点が主流化され続けることを確保とするように要請する；

5. 国際連合システムに対して、2015年の第3回国連防災世界会議を含む、災害リスク削減に関するその活動にジェンダーの次元を促進し続けることを要請する；

6. 事務総長に対して、本決議の実施に関して婦人の地位委員会の第58回会期に報告書を提出することを要請する。